六　法第二条第五号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者のうち福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。）をその事業の用に供しているもの	第二十一号様式
七　法第二条第五号ニに掲げる者	第十九号様式
八　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者及び対外旅客定期航路事業者（いずれも次号に掲げる者を除く。）	第二十二号様式
九　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者及び対外旅客定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十二号様式及び第二十三号様式
十　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第二十二号様式
十一　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十二号様式及び第二十三号様式
十二　法第二条第五号へに掲げる者	第二十四号様式
十三　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十四号様式
十四　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十三号様式
十五　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十五号様式

六　法第二条第五号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者のうち福祉タクシー車両（公共交通移動等円滑化基準省令第二条第一項第十四号に規定する福祉タクシー車両をいう。）をその事業の用に供しているもの	第二十一号様式
七　法第二条第五号ニに掲げる者	第十九号様式
八　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第二十二号様式
九　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十二号様式及び第二十三号様式
十　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第二十二号様式
十一　法第二条第五号ホに掲げる旅客不定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十二号様式及び第二十三号様式
十二　法第二条第五号へに掲げる者	第二十四号様式
十三　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十四号様式
十四　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十三号様式
十五　法第二条第五号トに掲げる者のうち同条第六号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第二十五号様式

附　則

この告示は、公布の日から施行する。